

地方議会について（追加提出資料）

諸外国の女性議員増加のための取組

	選挙制度	取組内容
ノルウェー	比例代表制	<ul style="list-style-type: none"> 候補者名簿（比例代表制）への登録を男女交互（50%）に【主要政党規約】
スウェーデン	比例代表制	<ul style="list-style-type: none"> 自由党が、執行部を男女ともに40%以上と規定【党規約】 左翼党が、選挙される組織の代表及び任命職の50%以上を女性と規定【党規約】 自由党、社会民主党、環境党、左翼党が男女交互の候補者リストを作成（50%）（国政選挙、地方選挙）【党規約】
ドイツ	小選挙区の要素を加味した比例代表制	<ul style="list-style-type: none"> 緑の党が男女交互名簿を導入（国政選挙、地方選挙）【党規約】 社会民主党が党内選挙の候補者のうち、3分の1を女性【党規約】 キリスト教民主同盟が、党大会における党役職選挙の結果女性が3分の1に達しなければ選挙をやり直す修正クォールム制を導入【党規約】
フランス	元老院：間接選挙 国民議会：小選挙区制	<ul style="list-style-type: none"> 1999年6月、憲法を改正し、パリテ条項を導入（憲法第3条「法律は、選挙によって選出される議員職と公職への男女の平等なアクセスを促進する」、第4条「政党および政治団体は、法律の定める条件において、第3条最終項で表明された原則の実施に貢献する。」）【憲法】（※） 上院（元老院）等の比例代表1回投票制候補者名簿登載順については、男女交互【公職における男女平等参画促進法（通称パリテ法）】 比例代表2回投票制の候補者名簿登載順6人ごとに男女同数【公職における男女平等参画促進法（通称パリテ法）】※州議会議員選挙、人口3500人以上のコミュン議会議員選挙 比例代表選挙については名簿が条件を満たしていない場合、届出を受理しない。下院（国民議会）の小選挙区選挙については、各政党は候補者の男女差を2%以内にしなければ、政党助成金が減額される罰則がある【公職における男女平等参画促進法（通称パリテ法）】 ※ 県議会議員については、補充候補者を立候補者とは異なる性別の者とする【2007年1月31日法律】

	選挙制度	取組内容
英国	小選挙区制	<ul style="list-style-type: none"> 労働党が党執行部におけるクォータ制導入【党規約】 労働党においては、隣接する二つの選挙区を一括りとみなし、党内選挙で最も多くの票を獲得した女性候補者に一つの選挙区で立候補する権利を与え、最も多くの票を獲得した男性議員にもう一つの選挙区で立候補する権利を与える制度を導入【党規約】
韓国	小選挙区比例代表並立制	<ul style="list-style-type: none"> 全国区比例代表候補者名簿の50%以上を女性【公職選挙法】 地域区（日本の小選挙区）は、政党が30%以上女性を推薦（努力目標）【公職選挙法】 <p>※ 地方（広域市・道、市・郡・自治区等）においても、同じ条件が導入されている。</p>

※ フランスの憲法院は、1982年に、候補者名簿のクォータ制を定めた法律について、男女と女性で区別を設けることはフランスの普遍的で不可分な主権や市民性の概念に反するとして、違憲と判断した。その後、社会的な論争を経て、1999年に憲法が改正され、憲法第3条及び第4条に男女平等参画促進規定が追加された。そして、2000年に、選挙による議員職への男女平等参画促進法を制定した。

○ 日本における調査研究

「・・・政治分野における男女共同参画の実現は、政策・方針決定者の多様性を確保するという意義を持つことが指摘されており、ポジティブ・アクションの導入が望まれるところである。この際、法律でクォータ制を導入する手法については、憲法上の平等原則、主権の在り方、立候補の自由などとの関連で、どのような手法が合理的なものであるかをさらに検討する必要がある。」

「政党による自発的取組については憲法上の制約は少なく、衆議院議員選挙で一部採用されている拘束名簿式比例代表制を活用し、候補者名簿への女性の一定数の登載を確保する取組などがある。」

「なお、諸外国における政党の自発的な取組の背景には、女性のさらなる政治的参加を求める社会的気運があったことに注意する必要がある。そこには、政治分野への女性の参画は、民主主義や男女平等の在り方と密接にかかわるとの認識がある。日本においては、国際的にみても女性の政治への参加は遅れているにもかかわらず、このような動きはいまだ弱い。」

「このような日本の状況にかんがみると、政治分野への女性の参画の拡大のためには、まずは女性の政治への参画を妨げる障壁などについて調査・分析を十分に行い、その結果を周知し、さらなる議論を促していくことが重要である。また、教育などを通じて、社会を構成する市民の一人一人が政治や選挙に関心を持つよう啓発し、政治を身近で魅力的なものにしていくことも、長期的にみると、女性の政治参加の機会を拓げていくことにつながると思われる。」